

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 8 月 20 日 (金) 第 236 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 2
○漁船保険付保義務発生 (4件) (水産振興課取扱い) 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 3

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 3
○鹿児島県立高等学校学則等の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 個人演説会を開催することができる施設の指定の廃止 (選挙管理委員会取扱い) 4
○市町村の区域を分けて開票区を設置の廃止 (選挙管理委員会取扱い) 4
○海区漁業調整委員会委員選挙の繰上投票の期日の廃止 (選挙管理委員会取扱い) 4
○海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数の廃止 (※) (選挙管理委員会取扱い) 5

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第890号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年8月20日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
日置市吹上町永吉字碓石7814番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第891号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和3年8月20日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
堂 菌 貴 之	つながり整骨院始良平松 始良市平松4951番地1	令和2年 6月15日	柔道整復
河 井 翔	つながり整骨院始良平松 始良市平松4951番地1	令和2年 6月15日	柔道整復
田 中 洋 平	つながり整骨院始良平松 始良市平松4951番地1	令和2年 6月15日	柔道整復
坂 元 諒	つながり整骨院始良平松 始良市平松4951番地1	令和2年 10月6日	柔道整復
西 原 正 成	西原整骨院 日置市伊集院町徳重二丁目4番地1	令和3年 7月1日	柔道整復

鹿児島県告示第892号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、西目加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年8月20日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第893号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、羽島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年8月20日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第894号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、吹上加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年8月20日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第895号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、龍郷加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年8月20日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第896号

大島郡知名町芦清良2201番地 山元清弘及び大島郡知名町芦清良809番地1 山元伸介からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項にお

いて準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 3 年 8 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 知名町区域 (大島郡知名町の地区)
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 8 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市隼人町住吉字大野原189番 1, 200番 1, 202番 2, 205番 2 及び205番 3 の一部
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 霧島市隼人町住吉字大野原189番 1 の一部, 200番 1 の一部, 202番 2 の一部及び205番 2 の一部
水路 霧島市隼人町住吉字大野原189番 1 の一部及び200番 1 の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市隼人町内山田一丁目 3 番 3 号
株式会社啓愛不動産
代表取締役 長田和人

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 8 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)
始良市平松字岩下1840番 1 の一部, 1840番 2 の一部, 1841番, 1842番, 1843番 1 の一部, 1843番 2 の一部, 1844番 1, 1844番 2, 1844番 3, 1844番 4 の一部, 1844番 5, 1844番 6 及び8209番の一部, 字切通3246番 1 及び3246番 2 の一部, 字城瀬3965番25の一部並びに字下水流8400番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都台東区上野五丁目 8 番 5 号
イー・プレイス株式会社
代表取締役 富岡純一

教育委員会規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 20 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第10号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号)

の一部を次のように改正する。

別表第1中 「輝北中学校
鹿屋市立輝北学校給食センター」 を「輝北中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

.....

鹿児島県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第11号

鹿児島県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鹿児島県立高等学校学則の一部改正)

第1条 鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第2号様式の2中「**㊦**」を削る。

「氏名 印 「氏名

別記第3号様式中 氏名 印 を 氏名 に改め、同様式注を削る。
氏名 印」 氏名 」

(鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「**㊦**」を削る。

(鹿児島県立中学校学則の一部改正)

第3条 鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

「氏名 印 「氏名

別記第2号様式中 氏名 印 を 氏名 に改め、同様式注を削る。
氏名 印」 氏名 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第22号

平成14年5月7日鹿児島県選挙管理委員会告示第19号（個人演説会を開催することができる施設の指定）は、令和3年8月20日限り廃止する。

令和3年8月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第23号

平成20年5月2日鹿児島県選挙管理委員会告示第14号（市町村の区域を分けて開票区を設置）は、令和3年8月20日限り廃止する。

令和3年8月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第24号

平成28年7月25日鹿児島県選挙管理委員会告示第41号（海区漁業調整委員会委員選挙の繰上投票の期日）は、令和3年8月20日限り廃止する。

令和3年8月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第25号

令和 3 年 1 月 15 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 5 号 (海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数) は、令和 3 年 8 月 20 日限り廃止する。

令和 3 年 8 月 20 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。)第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。)第 6 条の規定に基づく法第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

令和 3 年 8 月 20 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和 3 年 10 月 18 日 (月) から同月 22 日 (金) まで (講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

(2) 追加取得講習

令和 3 年 10 月 21 日 (木) 及び同月 22 日 (金) (講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県信用漁業協同組合連合会 (鹿児島市鴨池新町 11 番 1 号鹿児島県水産会館内)

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者

ア 最近 5 年間に 1 の警備業務の区分 (以下「2 号」という。)に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。)第 4 条に規定する 1 級の検定 (2 号に係るものに限る。)に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (2 号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。)第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (2 号に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (2 号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。)又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者 (旧資格者証の交付を受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近 5 年間に 2 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

- イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (2 号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (2 号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
 - エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (2 号に係るものに限る。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (2 号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 5 受講定員 (原則として受付先着順とする。)
- (1) 新規取得講習
25 人 (ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。)
 - (2) 追加取得講習
5 人 (ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。)
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和 3 年 8 月 31 日 (火) から同年 9 月 3 日 (金) まで
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者等
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (3) 提出書類
 - ア 共通
講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真 (縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル) 1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。) 1 通
 - イ 新規取得講習
 - (ア) 4 の(1)の ア に該当する者
 - a 2 号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 1 通
 - b 履歴書 1 通
 - (イ) 4 の(1)の イ に該当する者
2 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通
 - (ウ) 4 の(1)の ウ に該当する者
 - a 2 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - (エ) 4 の(1)の エ に該当する者
2 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通
 - (オ) 4 の(1)の オ に該当する者
 - a 2 号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - ウ 追加取得講習

- (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
38,000円
 - イ 追加取得講習
14,000円
- 7 その他
- (1) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (2) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期し、又は中止する場合がある。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）